

伊東市美しい景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例（抜粋）

（伊東市条例第12号）

（届出）

第10条 事業者は、市内において太陽光発電設備設置事業を実施しようとするときは、当該事業に着手しようとする日の60日前までに、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地。第14条第1項において同じ。）
- (2) 太陽光発電設備設置事業の着手予定日及び完了予定日
- (3) 事業区域の所在地及び面積
- (4) 太陽光発電設備設置事業の内容
- (5) 前各号に定めるもののほか規則で定める事項

2 （省略）

（同意）

第11条 事業者は、市内において太陽光発電設備設置事業を実施しようとするとき、又は市内において実施している太陽光発電設備設置事業を変更しようとするときは、市長の同意を得なければならない。

2 市長は、事業区域の全部又は一部が抑制区域内に位置する場合は、原則として、同意しないものとする。ただし、太陽電池モジュールの総面積が12,000平方メートル以下の太陽光発電設備設置事業であって規則で定めるもののうち、市長がこの条例の目的に照らして支障がないと認めるものにあつては、この限りでない。

3 （省略）

（指導、助言及び勧告）

第13条 市長は、必要があると認めるときは、事業者に対して、必要な措置を講じるよう指導又は助言を行うことができる。

2 市長は、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する者に対し、期限を定めて必要な措置を講じるよう勧告することができる。

- (1) 第10条第1項又は第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第11条第1項の同意を得ずに太陽光発電設備設置事業に着手した者
- (3) 前条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
- (4) 前項の規定による指導又は助言に正当な理由がなく従わなかった者

（公表）

第14条 市長は、前条第2項の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、当該勧告に従わない事業者の氏名及び住所並びに当該勧告の内容を公表することができる。

2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ事業者に対して、その理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。